

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）のご案内

鹿児島労働局長建築物石綿含有建材調査者講習登録機関

登録番号 2 登録年月日 令和4年3月16日

公益社団法人鹿児島県労働基準協会

建築物等の解体又は改修作業を行うときには、対象となる建築物に石綿使用の有無の調査が必要とされ、令和2年2月の石綿障害予防規則の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する「建築物石綿含有建材調査者」が行うことが義務付けられ、令和5年10月1日から施行されています。

参考(調査のできる範囲)

- 一戸建て等石綿含有建材調査者講習修了者
一戸建ての住宅または共同住宅の住戸の内部(住戸の専有部分を指し、共同住宅の住戸の内部以外の部分(ベランダ、廊下等共用部分)及び店舗併用住宅は含まれない)の解体・改修前の事前調査
- 一般建築物石綿含有建材調査者講習修了者
建築物の範囲の限定はありません。
商業店舗、マンション、アパート、ビル、工場、一戸建て住宅等

1 講習開催日・受付期間等

講習開催日は、下表のとおりとなっています。

- 受付期間になりますと受付可能です。また、受付期間内でも定員(70名)になりましたら受付を終了とさせていただきます。
- 受講希望者が多いときは、臨時に講習を計画することがあります。この場合、本Web上でご案内致します。また、受講申込者が非常に少ないときは、講習を取りやめ又は延期することがありますのであらかじめご了承ください。

| 開催日 | 受付期間 | 受講料納入期限 |
|-----------------------------|-----------------------------|-------------------|
| 令和6年 5月14日(火)～5月15日(水) | 令和6年 4月10日(水)～4月12日(金) | 令和6年 4月16日(火) |
| 令和6年 8月6日(火)～8月7日(水) | 令和6年 7月3日(水)～7月5日(金) | 令和6年 7月9日(火) |
| 令和6年 10月2日(水)～10月3日(木) | 令和6年 9月4日(水)～9月6日(金) | 令和6年 9月10日(火) |
| 令和6年 12月17日(火)～12月18日(水) | 令和6年 11月13日(水)～11月15日(金) | 令和6年 11月19日(火) |
| 令和7年 2月4日(火)～2月5日(水) | 令和7年 1月8日(水)～1月10日(金) | 令和7年 1月15日(水) |

※開催日については適時、ホームページ「石綿調査者講習Webサイト」へアップします。

2 申し込み・問い合わせ先

公益社団法人鹿児島県労働基準協会 「建築物石綿含有建材調査者講習」係
〒 892-8550 鹿児島市新屋敷町16-16
電話 099-226-3621 FAX 099-226-3622
《 お問い合わせ時間:9時～17時 》

建築物石綿含有建材調査者講習Web申し込み等につきましては、次のメールアドレスよりお問合せください。

■お問い合わせ専用メールアドレス info-isiwata@kakikyo.or.jp

3 申込方法

希望される講習日の受付期間内にWeb申込画面に必要事項等を入力し、**受講料を期限内にお振り込みください。**

本講習では、原則インターネットを利用しての申し込みをお願いしています。本会ホームページの「**建築物石綿含有建材調査者講習(一般)Web申込**」にお進み頂き、申し込み画面に必要事項の入力と必要書類等をアップし手続きをお願いします。なお、インターネット環境がないなどWeb申し込みが困難な場合は、お問い合わせください。

4 講習実施会場

オロシティーホール(鹿児島市卸本町6-2)を主会場として開催します。

専用の駐車場がありますので**第2駐車場**をご利用下さい。

※詳細は、HPからオロシティーホールのご案内をご覧ください。

※車利用の方は会場までの交通渋滞が激しいですので余裕をもってお越しください。

5 郵送での申し込み

原則、Web申込としていますが、Web申込が困難な場合に郵送で受け付けます。書類での申し込みは、「建築物石綿含有建材調査者講習(一般)受講申込書」を当協会「石綿調査者講習係」まで郵送願います。

6 受講資格

本講習は、受講資格を有する方でなければ受講できません。受講資格は、受講資格一覧表に記載するいずれかに該当する方で、資格を証する書類が必要となりますので事前に確認・準備をお願いします。(注1)

(注1) 本人の実務経験を本人が証明した実務経験証明書は受理できません。

(例) 個人事業主の場合は、本人による証明書は受理できませんので、元請業者、組合の代表者、同業他社等の自身の経験年数を証明することができる第三者から証明を受けてください。

株式会社、有限会社等の代表者の場合も同様です。

7 申し込みに必要な書類等

添付書類はWebサイトにアップ願います。

| | |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1 受講者情報 | 石綿調査者講習Web申込サイトから手続き |
| 2 顔写真(修了証明書用) | 写真データは「jpgファイル形式」です。(PDF不可) |
| 3 受講資格に関する書類 | 受講資格一覧表の各号に該当する添付書類 ・石綿作業主任者技能講習修了証等の写し ・卒業証書写し又は卒業証明書 ・実務経験証明書 (注1) |
| 4 本人確認書類の写し | 顔写真付きの公的書類 マイナンバーカード、自動車運転免許証、ほか |

(注1) 石綿作業主任者技能講習修了証の写しを添付される場合は、実務経験証明書は不要です。

8 講習料金

| 受講料(税込) | | 教本(税込) | | 合計(税込) |
|---------|---------|--------|--------|---------|
| 33,000円 | | 5,280円 | | 38,280円 |
| 本体 | 30,000円 | 本体 | 4,800円 | |
| 10%税 | 3,000円 | 10%税 | 480円 | |

【受講料の振込先】

- 銀行名・口座番号 鹿児島銀行 本店営業部 当座預金 8526
- 口座名 シャ) カゴシマケンロードウキジュンキョウカイ
(公社)鹿児島県労働基準協会

※振込み手数料は、申込者でご負担願います。

※振り込みの場合は、銀行振込票をもって領収書に代えさせていただきます。

[登録番号 T8340005007619]

9 申し込み完了について

申し込みの手続きがお済みになり、当方で受理後書類の審査を行います。

書類に不足・不備などがなく審査を通過し、なおかつ、受講料の入金が確認できた場合に**申し込み完了**となります。

受講料を振込み期間内に入金できない場合は、申し込みが無効になりますのでご注意ください。

10 申し込み後の通知

申し込み完了後、**受講票**を講習日の概ね2週間(休業日を含む)以内に送付しますので講習当日受付にご提示ください。なお、テキストは当日お渡しします。

11 講習科目と講習時間

講習カリキュラムは下表のとおりです。

時間割は、都合により変更する場合があります。

| 講習科目 | 講習時間 |
|--------------------------|------|
| 科目1 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 | 1時間 |
| 科目2 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2 | 1時間 |
| 科目3 石綿含有建材の建築図面調査 | 4時間 |
| 科目4 現場調査の実際と留意点 | 4時間 |
| 科目5 建築物石綿含有建材調査報告書の作成 | 1時間 |

※上記講習科目の講習時間を終了された方は、修了考査(1.5時間)を最終日に実施します。

12 修了考査

所定の全講習科目を受講した方は、最終日に実施する修了考査を受験することができます。

欠席や遅刻など講習時間不足のある方は、受験できませんのでご注意ください。

また、石綿作業主任者技能講習修了者の方であっても修了考査科目の免除はありません。

13 合格基準等

- ・試験は、筆記により行いますので筆記用具(鉛筆<シャープペンシル可>、消しゴム)の準備をお願いします。
- ・試験時間は90分間で解答が終わっても試験開始後30分間は退出できません。また、問題は四肢択一式の40問となっています。
- ・合格基準は、**得点が全得点合計の60%以上をもって合格となります。**

14 修了考査の結果

- ・修了考査に合格された方には、後日、受講者ご本人あて郵送により**修了証明書**を交付します。不合格となった場合は、**受講証明書**を交付します。
不合格者は、証明書記載の有効期限内に行われる修了考査を再受験することができます。再試験を希望される方は、再試験申込書に再試験手数料5,500円(10%税500円込)を添えて申し込みください。
※有効期限とは、講義を終了した日の属する年度の翌々年度末までです。
(4月1日から翌年3月31日までが一年度となります。)
- ・修了考査の内容、合否の結果についてのお問い合わせには応じられませんのでご了承願います。

15 申し込みの取り消し

やむを得ず、受講できなくなり申し込みの取り消しを希望される場合は、講習日の1週間(休業日を除く)前までに本会へ専用メールまたはFAXにより「建築物石綿含有建材調査者講習申込取消依頼書」を送付してください。

取消手数料1,100円(10%税100円込)と振込手数料を引いて返金致します。

16 講習日の変更

やむを得ず、受講できなくなり講習日の変更を希望される場合は、講習日の1週間(休業日を除く)前までに本会へ専用メールまたはFAXにより「建築物石綿含有建材調査者講習講習日の変更依頼書」を送付してください。

講習日の変更は、次回開催される講習に限り1回のみ変更できるものとします。

また、変更後受講できなかった場合、受講料は返金致しませんのでご了承ください。

17 建築物石綿含有建材調査者講習Web申し込みのお問い合わせ

建築物石綿含有建材調査者講習Web申し込みのお問い合わせにつきましては、下記メールアドレスよりお願い致します。

■お問い合わせ専用メールアドレス info-isiwata@kakikyo.or.jp

公益社団法人鹿児島県労働基準協会 石綿調査者講習係

〒892-8550 鹿児島市新屋敷町16番16号

電話 099-226-3621 FAX 099-226-3622

《 お問い合わせ時間:平日9時~17時 》

18 修了証明書の再交付等

本会で交付を受けた修了証明書を紛失・損傷、または氏名等の書き換えを希望される場合は再交付ができます。

手続等につきましては、お問合せくださいませ。

19 厚生労働省 石綿総合情報ポータルサイトのご案内

厚生労働省では、改正石綿予防規則の周知・広報事業として「石綿総合情報ポータルサイト」を開設しています。サイトでは、石綿予防規則の改正ポイントなどがわかりやすく解説されています。石綿に関することは、ポータルサイトをご覧ください。

石綿ポータルサイト <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

20 受講にあたっての同意事項

本講習では、次の事項に同意を頂き受講をお願いしています。

- (1) 遅刻・早退等で所定の講習科目を受講できなかった場合は失格扱いとし、
修了考査の受験は認められません。
- (2) やむを得ず講習の取り消しを希望される場合は、講習日の1週間(休業日を除く)前までにその旨手続きをお願いします。
取消手数料1,100円(10%税100円込)と振込手数料を引いて返金致します。
- (3) やむを得ず講習日の変更を希望される場合は、講習日の1週間(休業日を除く)前までにその旨手続きをお願いします。
講習日の変更は、次回開催される講習に限り1回のみ変更できるものとします。
変更後受講できなかった場合は、受講料の返金は致しません。
- (4) 特別な事情により急遽、講習当日欠席される場合であっても講習開始前までにその旨連絡をお願いします。
連絡なしに欠席された場合は失格扱いとし受講料は返金致しません。
- (5) 申し込み後、申込内容に虚偽が判明した場合は受講を取り消します。
また、受講後であっても修了証明書等の発行を取り消す場合があります。
- (6) 講義中において以下の行為を行った方は、修了考査の受験を認めません。
 - ① 講習の管理者及び講師の指示、注意等に従わない行為
 - ② 他人に受講させる行為
- (7) 天災地変(地震、台風、暴風雨、大雪等)により、講習会を実施することが困難と判断した場合は講習会を中止または延期して実施します。
この場合、事業場または受講者ご本人様へ連絡するとともに本会ホームページでお知らせします。
- (8) (7)による受講料の返金が生じた場合は全額返金致します。
また、本会は、会場までの交通費、宿泊費等については、責任を負いかねますのでご了承願います。